

島本町教育委員会 会議録（平成29年第3回 定例会）

日 時	平成29年3月3日（金） 午前9時30分 ～ 午前9時50分
場 所	島本町役場 住民委員会室
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員、高岡委員 北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、藪内係長、島本主査、中谷 （教育推進課） （生涯学習課）吉田課長、大柴主幹 （子育て支援課）齊藤課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	藤田委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 8 号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正につい て 第 9 号議案 教職員（一般職）人事について
議 決 事 項	第8号議案、第9号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者なし

教育長

本日、藤田委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので、平成29年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、新井委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、新井委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第8号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

改正理由といたしましては、学童保育室の入室許可の取消し事由及び保育料の納入に係る規定について整理し、また、平成29年度から対象学年を4年生までに拡大することに伴って順次施設整備を行っておりますので、第二学童保育室及び第四学童保育室の定員を改正するものです。

改正内容といたしましては、まず、第6条の入室許可の取消しについてです。島本町立学童保育室設置条例第5条では入室許可の取消しについて定めており、また、条例第3条では入室資格の要件、第6条では保育料の納付義務が定められています。定められた資格要件に該当しなくなった場合や、保育料を正当な理由なくして引き続き2か月以上納付しない場合、入室許可の取消しができる旨を、他市と同様に定義付けするものです。

続いて、第7条第2項については、より適正な表現として文言を整理するものです。また、第7条第4項につきましては、学童保育室の保育料は原則として口座振替となっており、口座振替日が銀行の休日に当たるときは、その翌日に口座振替となります。この場合、条例、規則上では、納付義務者全員が滞納の扱いとなってしまいますが、当然、納付義務者の履行遅滞によるものではないことから実態に合わせて、規定を整備するものです。

以下の条については、規定を追加した事に伴い、1条ずつ繰下げて

会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

(一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9号議案「教職員（一般職）人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [教職員（一般職）人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。